

学校情報セキュリティポリシー策定・運用事業

－ 愛知県のセキュリティポリシー策定の経緯 －

愛知県総合教育センター 研究指導主事 伊藤 博行
jy212@aichi-c.ed.jp

愛知県教育委員会総務課教育企画室 主事 島田 貴宏
takahiro_shimada@pref.aichi.lg.jp

キーワード：情報セキュリティ、個人情報、セキュリティポリシー

1. はじめに

愛知県教育委員会は、教育情報化推進計画（平成18～23年度）により、校内LANの全校整備（平成18～19年度）、教員用パソコン（平成19年度）・プロジェクタ等周辺機器（平成19～21年度）など情報機器の整備とともに、ICTを活用するための研修（平成18～23年度）を行うこととしている。しかし、県立学校全体に適用されるポリシーが策定されていないため、各学校において情報機器やネットワークの利用形態や管理形態が異なっている。

そこで、情報機器及びネットワークの利用増加が確実となっている平成19年度までに、県教育委員会として県立学校全体に適用するポリシー並びに、各学校ごとに策定すべき実施手順書のひな形を策定することとした。

2. 概要

（1）現況調査の実施

県立学校にアンケートを実施することで現在の状況を把握し、ポリシーや実施手順書のひな形を策定する基礎とした。

・調査内容

個人所有パソコンの状況（管理面・利用面）、ネットワーク担当者のスキル、学校の利用規程の策定状況

・調査結果

- ・個人所有パソコンの利用が多い
- ・個人所有パソコンの管理があまりされていない
- ・個人所有パソコンの多くがXP Homeでドメイン管理ができない
- ・利用規程がない学校が多い
- ・ネットワーク担当者のスキルの問題
（ネットワーク担当を増員して欲しいという意見も多数あった）

→まずは、学校の中で利用されている端末や利用者を把握するとともに、これらを管理する必要がある。

（2）「愛知県立学校情報セキュリティ対策委員会」の設置

ポリシー及び実施手順のひな形を策定するために、県立学校教諭を含む「愛知県立学校情報セキュリティ対策委員会」を設置した。

構成 委員長 教育委員会総務課教育企画室 室長補佐

委員 教育委員会 5名（総務課 2名、高等学校教育課 2名、特別支援教育課 1名）
総合教育センター 2名

県立学校 3名（普通高校・職業高校・養護学校 各1名）

（3）「学校情報セキュリティ・ハンドブック」の利用（情報資産の洗い出し）

委員（県立学校3名）により、ハンドブックを利用して情報資産の整理、脅威の洗い出し、脅威の評価、リスクリストの作成を行った。

実際に行った結果、次のような意見があった。

・良かった点

- ・学校内の情報を整理することで、情報の重要度に応じた利用方法に見直すことができた。
（個人情報を含む重要なデータはサーバで一元管理した方がよいなど）

・改善すべき点

- ・資産の洗い出しに大変な労力と時間が必要である。（効率よく作業を進められないか）
- ・重要度などの基準（大・中・小）を明確にしないと個々の主観によるものとなり、評価する意味がない。
（基準「中」は曖昧な評価となりうるので、結局、心情的に「大」にしてしまうなど）

→改善すべき点はあるが、情報漏洩の多くは、自宅へ持ち帰る際や校内での盗難、自宅でのファイル交換ソフト流出によるため、定期的に情報資産の管理方法を見直す必要がある。

(4) 県立学校全体に適用するポリシーの策定

上記の現況調査及び情報資産の状況を踏まえ、県立学校全体に適用するポリシーを策定中（平成19年度施行予定）。主な内容は次のとおり。

ア 学校内で利用できる端末
学校長による許可制

（条件）①県が管理するもの

②ウイルス対策ソフトがインストールされている

③ファイル交換ソフト、著作権法に抵触するおそれがあるソフト、及び特定のサーバに負荷を与えるソフトがインストールされていない

※ただし、個人パソコンについては、学校長が上記②及び③の条件を満たすと認めた場合のみ利用可能

イ 学校内で利用できる端末の登録

※台帳により整理し、年に1回教育委員会へ報告

※許可された端末には番号を割り振り、許可された証明として番号を端末に貼付

ウ ソフトのインストール

学校長又は教育委員会による許可制

※台帳により整理し、年に1回教育委員会へ報告

エ 重要な情報の管理

重要度に応じ、暗号化、パスワードの設定等、情報を利用する権限のある者だけが利用できるよう必要な措置を講じることとする

※学校外への持ち出しについては、書面により学校長の許可を得る

オ ネットワーク担当者の増員

管理責任者（校長）、情報化推進者（新設）、ネットワーク担当者（1名→2名以上）

(5) 実施手順書のひな形の策定

実施手順書のひな形を策定中。（委員（県立学校3名）による自校の実施手順書も策定中）

ひな形は下記のとおりとする予定。

①利用者用と管理者用を策定

②情報資産の洗い出しの手順や、ファイル共有・暗号化等の操作手順を入れ込む予定

③実施手順書を策定する際に項目の漏れがないかをチェックするチェックリストを策定する

→これらについては、CD等電子データで全校へ配布予定

(6) 広報

19年度当初に全県立学校を対象とした説明会を開催し、ポリシーの内容の周知や各学校での実施手順書の策定を依頼する予定。

3. 成果（まとめ）及び今後の課題

県立学校全体に適用するポリシーは、18年度末に策定できる見込みであり、19年度より全県立学校がポリシーに基づいた運用を行うことが可能となる。

また、アンケートや委員をとおして県立学校の意見を聴取したことから、教育委員会が、今学校で抱えている問題点を把握することができた。そして、今後は技術的なセキュリティ対策に加え、利用者一人ひとりのセキュリティ意識を高めていくような人的対応が必要であると考えられる。具体的には以下のとおり。

- ・実施手順の策定への支援（チェックリストの作成）
- ・教職員（特に最終決裁者である校長）の意識向上
- ・セキュリティポリシーの定期的な見直し